商　　号
又は名称
氏　　名
（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金信託契約全部解除届出書

前払式支払手段に関する内閣府令第38条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．届出の理由

２．解除しようとする発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 （　年　月　日現在）

３．上記２．の発行保証金信託契約の解除予定年月日

（記載上の注意）

１．第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。

２．法第５条第１項若しくは第３項の規定による届出書又は法第８条第１項の登録申請書若しくは法第11条第１項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

氏　　名
（法人等にあっては、代表者の役職氏名）

発行保証金信託契約解除承認申請書

前払式支払手段に関する内閣府令第38条第２項の規定に基づき、資金決済に関する法律第16条第１項に規定する発行保証金信託契約の解除の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．申請の理由

２．解除しようとする発行保証金信託契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	信託財産の額
			円 （　年　月　日現在）

３．現に供託している発行保証金の内容（供託所名　　）

イ．金銭の場合

供託番号	供託金	供託者名
	円	

ロ．振替国債以外の債券の場合

供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	総額面	評価率	評価額
					円	円	%	円

ハ．振替国債の場合

供託番号	銘柄	金額	評価率	評価額
		円	%	円

（記載上の注意）

「振替国債」とは、その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。

（第２面）

４．現に締結している発行保証金保全契約の内容

契約の相手方	契約年月日	契約対象期間	契約金額
			円